平成２３年（フ）第２７８４号
福岡県古賀市米多比1307番地１　林田団地Ｂ―203号
債務者　栗栖　沙織（旧姓占部・佐藤）
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９２号
福岡市西区下山門３丁目８番11―301号
債務者　福島　直美
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８００号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地４川子団地53棟26号
債務者　和田香代子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０５号
福岡市西区小戸３丁目27番29号
債務者　杉本　芳三
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０６号
福岡市西区小戸３丁目27番29号
債務者　杉本　富枝
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０９号
福岡市南区長住４丁目２番27―202号
債務者　高木　恭子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８１４号
福岡市早良区田隈３丁目５番31―102号
債務者　吉田　智美（旧姓正岡・前田）
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３１号
福岡市博多区博多駅南３丁目９番10―703号
債務者　興野　泰章
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４１号
福岡市東区原田３丁目２番９―801号
債務者　新井　孝則
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５５号
福岡市博多区上牟田３丁目６番14―401号
債務者　梶原由美子
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５７号
福岡市東区原田１丁目41番12号
債務者　伊香賀光陽
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５８号
福岡県春日市須玖北４丁目41番地
債務者　中川　裕子（旧姓藤上）
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８７号
福岡市城南区金山団地13番306号
債務者　濱田　圭介
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０８号
福岡市東区箱崎４丁目27番14―101号
債務者　小坂　奈央
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１０号
福岡市城南区東油山１丁目１番16号
債務者　梅嵜　祐三
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１７号
福岡県筑紫野市上古賀１丁目16番35号　ブルースカイハウス107号
債務者　荒巻　久亀
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１８号
福岡市早良区飯倉７丁目25番12―202号
債務者　浦田　隆盛
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２３号
福岡市博多区那珂２丁目８番20―108号
債務者　吉村こずえ
１　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部